

YOKOSHIN NEWS

平成 29 年 8 月 2 日
横浜信用金庫

— 株式会社FPG信託との信託契約代理店委託契約の締結について —

横浜信用金庫（理事長 大前 茂）は、平成 29 年 7 月 18 日（火）に、株式会社 F P G 信託（東京都千代田区丸の内 2-7-2 J P タワー 29 階 代表取締役社長 野元 隆広）と信託契約代理店委託契約を締結し、「財産保全信託」の取り扱いを開始いたします。同社との契約締結は、金融機関では地方銀行に次いで 2 番目となり、信用金庫では初めてとなります。

当金庫では、高齢化社会がますます進展していく中で、今後増加が予想される相続に対してお応えするため、次世代への円滑な資産承継をサポートしてまいります。

今後もおお客様のニーズに応じた適切かつ質の高い金融サービスを提供できるよう努めてまいります。

「財産保全信託」の概要は下記のとおりです。

記

1. 取扱開始日

平成 29 年 9 月 11 日（月）

2. 取扱店舗

本店営業部、市場支店、戸塚支店、中山支店、上大岡支店、横浜西口支店

3. 商品特徴

（1）振り込め詐欺対策

- ・お客様の大切な金融資産を F P G 信託が守ります。
- ・信託契約でお客様が信頼できる方を受益者代理人として定めることで金融資産の保全機能をより強固なものにします。

（2）認知症・高度障害対策

- ・認知症・高度障害等によりお客様の判断能力が低下した場合には、受益者代理人様がお客様に代わり信託財産の運用や支払いの指図を行うことができる安心の仕組みです。

（3）円滑な財産承継

- ・お客様のご相続発生時に相続手続きを経ずに信託財産を承継する受取人様を、配偶者様やお子様などとすることができ、お客様の想いを形にできます。
- ・信託契約に受取人様、受取割合をあらかじめ決めておくことで、お客様のご相続発生後に遺産分割協議を待つことなく、受取人様に速やかに資金をお支払いいたします。

4. 商品概要

販売対象	個人
受託者	株式会社 F P G 信託
委託者	契約者
受益者	契約者
受益者代理人	契約時に契約者が選定する。
指図権者	契約者及び受益者代理人が指図権者となる。 認知症・高度障害等の事由により契約者の判断能力が低下した場合は、受益者代理人のみが指図権者となる。
信託財産	預金（普通預金または定期預金）
最低受託額	3,000 万円
運用方法	当金庫預金として預け入れる。
信託財産の計算期間	1 年
信託契約時報酬	信託財産額に対して以下の料率で算定した金額 5,000万円以下の部分 : 1.5% 5,000万円を超え1億円以下の部分 : 1.0% 1億円を超え2億円以下の部分 : 0.8% 2億円を超え3億円以下の部分 : 0.6% 3億円を超える部分 : 0.4%
期中信託報酬	36,000 円（年間 税抜き）
事務手数料	・ 支払い 1 回ごとに3,000円（税抜き）。 ・ 契約者の相続発生時においては、受取人ごとに10万円（税抜き）。
信託期間	信託終了事由（信託財産が減少し契約維持が不能となった場合や契約者が死亡した場合）が生じた日まで。

【信託会社の概要】

株式会社 F P G 信託は、運用信託の免許を受け、主に個人及び中小企業のお客様の資産運用・管理、相続、事業承継に関わる信託機能を提供している信託専門会社です。

以上

